

管

管理者 2021/11/15 17:43 編集済み

導入修習期間中（即日起案日を除く。）は、出席簿を利用して当日の出欠確認を実施しますので、講義に参加する当日の朝、1限目の講義の開始までに、[REDACTED] 当日の1限目の[REDACTED]  
[REDACTED] 「出席簿」にアクセスし、出席登録をしてください。  
なお、2限目以降については、出席簿を登録する必要はありません。

[REDACTED]

担当部署 \*

経理課

発出日

2021/11/15

周知対象 \*



タイトル \*

移転届の提出について（分野別実務修習に伴う移転）

連絡事項本文

分野別実務修習に伴う移転給付金の支給を受けるには、「移転届」を期限までに提出する必要があります。採用内定時の住所又は居所から分野別実務修習地への移転が完了した方は、移転届をすみやかに郵送してください（分野別実務修習の開始前であっても、提出が可能です）。

【提出期限】12月21日（火）必着

【提出先】〒351-0194

埼玉県和光市南二丁目3番8号 司法研修所経理課経理係

※提出が期限を過ぎた場合には、移転給付金は支給されませんので、注意してください。

表示数を減らす

〆切日・実施日

2021/12/21

リンクの有無 \*

リンクあり

リンク1

移転届

リンク2

リンク3

●提出先  
司法研修所経理課経理係(本館1階)  
☎048-235-8973(直通)

«郵送の場合»  
〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号  
封筒に組・番号・氏名を記載し、左記の係宛てに送付する。

※ 提出期限は、各修習の開始の日の翌日から起算して7日以内(必着)。期限後に提出された場合、原則として、支給できません。

年 月 日

司法研修所長 殿

第 期 司法修習生

(組番 修習地: )

氏名

連絡先

#### 移 転 届 (給付金関係)

修習 (□導入修習 □分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習) に伴い住所 (又は居所) を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

記

##### 1 旧住所

自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮

( )

##### 2 現住所

自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮

( )

(移転日 年 月 日)

##### 3 証明する書類

旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み・予定)

現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付し提出 (済み・予定)

※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。

※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を( )に記載する。

※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。

## 記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

司法研修所長 殿

第〇〇期司法修習生

氏名の記入を忘れずに。  
連絡先は、日中確実に連絡  
可能な番号を記入する。

(〇〇組〇〇番 修習地：〇〇〇)

氏名 司法太郎

連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 移 転 届 (給付金関係)

修習 (□導入修習 分野別実務修習 □集合修習 □選択型実務修習) に伴い  
住所 (又は居所) を移転しましたので、司法修習生の修習給付金の給付に関する規  
則第11条の規定に基づき届け出ます。

なお、移転の実情について、下記のとおり申述します。

- 1 旧住所 「自宅等」には、実家、親戚宅など無償住宅一般を含む。  
自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮  
さいたま市〇〇区××町6-7-8 ( 親戚宅 )
- 記 分野別実務修習に伴い移転した場合の  
旧住所は、採用内定時の住所を記載する。
- 2 現住所 自宅等 賃貸住宅 司法研修所の寮  
大阪市××区〇〇町1-2-3-405 ( 移転日 〇〇年〇〇月〇〇日 )
- 3 証明する書類  旧住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付  
し提出 (済み・予定)  
 現住所につき、賃貸借契約書の写し等を「住居届 (給付金関係)」に添付  
し提出 (済み・予定)
- ※ 該当する□に✓を付し、必要事項を記載する。  
※ 自宅等に該当する場合、実家、親戚宅、本人所有など詳細を( )に記載する。  
※ 司法研修所の寮に該当する場合、寮名・棟・部屋番号を住所欄に記載する。
- 移転届に「証明する書類」の添付は原則不要。  
住居届に添付した場合は、該当する□に✓を付  
し、(済み・予定)のいずれかに○をする。

## 実務修習結果簿について

×

指定部署\*

調査係

発出日

2021/11/15

周知対象\*



タイトル\*

実務修習結果簿について

連絡事項本文

実務修習結果簿のデータ（検察修習部分の書式を除く。）を配布します。

実務修習結果簿は、表紙に記載された注意事項のほか、情報セキュリティルールを十分に理解し、これらに従って適切に取り扱ってください。

作成方法は、書式データを使用して直接入力する方法または書式データを印刷したものに直接記入する方法のどちらでも構いません。検察修習部分の書式データについては、検察修習の指導担当官の指示に従って入手してください。

なお、実務修習結果簿を綴じるためのレール式クリアファイルは、11月12日に各修習生宛に発送しています。綴じ枚数が少ない場合には書類が抜け落ちやすくなっているので、紛失することがないよう慎重に取り扱うようにしてください。また、記載内容が他者の目に触れやすくなることを防ぐため、表紙及び裏表紙についても必ず印刷して使用してください。

表示数を減らす

〆切日・実施日

ここに値を入力

リンクの有無\*

リンクあり

リンク1

[7.5期実務修習結果簿の書式](#)

リンク2

リンク3

令和3年度（第75期）					
配属地		修習順序			～ ～ ～
氏名			研修所		組番

# 実務修習結果簿

## 作成上の注意

- 事前に、実務修習結果簿（以下「結果簿」という。）の表紙の所定欄に担当教官の氏名・自己の組・番号・氏名・配属地・修習順序を漏れなく記入しておくこと。
- 結果簿は、各配属府会における修習の終了日に指導担当官（者）の検印を受けた上で提出する必要があることから、記入すべき事項は平素から整理しておくこと。
- (1)書式データの様式は改変しないこと。
  - 余白がなくなったときは、適宜A4の紙（コピー用紙等）や未記入の書式データを用いるなどして、新たなページを作成すること。その際は、枝番を付したページ番号を記載し（例：10-1, 10-2）、ページの連続性を明らかにすること。
- 民事裁判修習期間中に裁判起案を行った場合など、本来の配属府会での修習期間中に、他の実務修習をした場合は、当該修習期間に係る結果簿の「その他」欄にその結果を記載すること。
- 記入に当たって不明な点があれば、指導担当官（者）又は担当教官に質問すること。
- (1)各配属府会での修習終了日に、修習結果を記載した結果簿を、修習生各自で指導担当官（者）に提出して検印をもらうこと（指導担当官（者）の氏名欄は、修習生各自が記入すること）。
  - 検印を受けた後、修習生各自で当該検印を受けた分野別実務修習について記載した部分を1部コピー（A4の紙、等倍、両面コピー）し、各配属府会での修習終了日に、修習事務担当者に提出すること（配属府会において提出されたコピーを取りまとめて司法研修所に送付する必要があるので、提出期限を厳守すること。）使用するコピー機については、各配属府会又は指導担当官（者）の指示に従うこと。
- 導入修習チェックシートは作成後速やかに保管用の写しを本表紙の直後に綴ること。選択型実務修習計画書は作成後2部コピーし、1部は第4クール分の結果簿のコピーと併せて配属府会に提出し、もう1部は結果簿の末尾に綴ること。
- 結果簿は、配布されたレール式クリアファイルに表紙・裏表紙とともに綴り、紛失汚損に注意して保管すること。

※ 記載された内容は、司法修習の在り方等を検討するために使用する場合がある。

司法研修所 教官氏名	民事裁判	刑事裁判	検察	民事弁護	刑事弁護

選択型実務修習計画書の写しをこの  
ページの直前に綴ってください。

# 民事裁判修習

配属部 指導担当 裁判官 検		令和3年度(第75期)	
	修習地	組番	氏名

修習期間	欠席日数
令和 年 月 日 から	日
令和 年 月 日 まで	
配属部 指導担当 裁判官 氏名	

## 1 起案

番号	事件名/起案の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名： <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング <input type="checkbox"/> 争点整理/ <input type="checkbox"/> 事実認定 <input type="checkbox"/> 判決起案 <input type="checkbox"/> 争点整理/ <input type="checkbox"/> 事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 和解条項  <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討事項：  検討結果：

	事件名：  <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング □争点整理/□事実認定 □判決起案 □争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> □和解条項   <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討事項：  検討結果：
	事件名：  <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング □争点整理/□事実認定 □判決起案 □争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> □和解条項   <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討事項：  検討結果：
	事件名：  <input type="checkbox"/> サマリー・ライティング □争点整理/□事実認定 □判決起案 □争点整理/□事実認定 (□対席/□欠席/□公示送達) (□全文/□一部) <input type="checkbox"/> リサーチ・ペーパー <sup>1</sup> □和解条項   <input type="checkbox"/> 既済記録・修習記録を使用	検討事項：  検討結果：

(注) 間研起案は、「5 その他」に記入すること。

## 2 法廷傍聴等

番号	手 続	検討事項	検討結果等
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

(注) 傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや、傍聴後に問題点について検討したものに限って記入すること。「検討結果等」欄には、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

### 3 特殊事件・特殊手続等

#### (1) 保全・執行・倒産

##### ① 保全

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件（　　件）	

##### ② 執行

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件（　　件）	

##### ③ 倒産

	講義・修習した事件の内容・検討結果等
<input type="checkbox"/> 講義 <input type="checkbox"/> 事件（　　件）	

(注) ①～③について、講義等において事件記録の検討を行った場合には、「講義」と「事件」の両方をチェックし、検討を行った事件記録の件数を記入すること。

(2) 特殊事件（行政、労働、商事、手形、知的財産権等）

事件の種類	検討事項及び検討結果等

(3) 特殊手続（検証、裁判外での証人尋問、証拠保全、書記官事務等）

手続の種類	検討事項及び検討結果等

#### 4 研究、講義、見学等

項目	検討事項及び検討結果等

## 5 その他

項目	修習内容等

- (注) 1 修習内容等の欄には、具体的な修習内容、感想等を記入する。  
2 適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。

## 6 振り返り

課題を感じた事項	修習中の取組内容等

(注) 導入修習チェックシートの記載を見直し、導入修習中に感じた自己の課題について、分野別実務修習を通じて課題を感じた事項に変化があったか否か、新たに感じた課題も含めそれらの課題について分野別実務修習や同期間中の自学自修でどのように取り組んだかを振り返り、課題を解消できた程度や残された課題等についても記載してください。

# 刑 事 裁 判 修 習

令和3年度（第75期）		
修習地	組	氏名

配 属 部		令 状 事 務	
指 導 担 当		指 導 担 当	
裁 判 官		裁 判 官	
檢 印		檢 印	

修習期間	欠席日数
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	日
配 属 部	
指 導 担 当	
裁 判 官	
氏 名	
令 状 事 務	
指 導 担 当	
氏 名	

## 1 起案

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  1	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上の問題 <input type="checkbox"/> その他  検討結果：  <input type="checkbox"/> 既済記録を使用

番号	事件名等	検討事項及びその結果概要
事件名：	検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上上の問題 <input type="checkbox"/> その他	
検討結果：		
□既済記録を使用	事件名：  検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上上の問題 <input type="checkbox"/> その他	
検討結果：		
□既済記録を使用	事件名：  検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上上の問題 <input type="checkbox"/> その他	
検討結果：		
□既済記録を使用	事件名：  検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上上の問題 <input type="checkbox"/> その他	
検討結果：		
□既済記録を使用	事件名：  検討事項：  <input type="checkbox"/> 事実認定上上の問題 <input type="checkbox"/> 量刑の問題 <input type="checkbox"/> 手続上上の問題 <input type="checkbox"/> その他	
検討結果：		

(注)

- 1 該当する□をすべてチェックすること。
- 2 刑事修習記録に基づく問題研究起案は、「5 その他」に記入すること。

## 2 問題点を検討した手続傍聴

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
2	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
3	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
4	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
5	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：
	事件名：  <input type="checkbox"/> 裁判員裁判対象事件 <input type="checkbox"/> 公判前整理手続 <input type="checkbox"/> 公判審理 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	検討事項：  検討結果等：

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕
	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕
	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕
	事件名：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕	検討事項：  □裁判員裁判対象事件 □公判前整理手続 □公判審理 □評議 □その他〔 〕

(注)

- 1 傍聴の前後に問題となる事項を検討した事件に限って記入すること。
- 2 該当する□をすべてチェックすること。手続の種類で「その他」をチェックした場合には、その右の〔 〕欄に具体的な手続の種類を記入する。令状手続は3に記入する。
- 3 「検討結果等」欄には、検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を記入する。

### 3 令状事務

項目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「令状事務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴の件」などと、修習の種類を具体的に記入する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限ってその件数を記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 令状事務に関して起案を行った場合には1に記入する。

### 4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名：  <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：
事件名：  <input type="checkbox"/> 公判前整理 <input type="checkbox"/> 公判 <input type="checkbox"/> 評議 <input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 検察官 <input type="checkbox"/> 弁護人 <input type="checkbox"/> 裁判官 <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 被告人 <input type="checkbox"/> その他 問題となった事項：

- (注) 1 該当する□をすべてチェックすること。
- 2 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記入しないこと。

## 5 その他

項目	検討事項及びその結果概要

- (注) 1 項目欄には、「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記入する。
- 2 項目により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 3 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるように記入する。

## 6 振り返り

課題を感じた事項	修習中の取組内容等

(注) 導入修習チェックシートの記載を見直し、導入修習中に感じた自己の課題について、分野別実務修習を通じて課題を感じた事項に変化があったか否か、新たに感じた課題も含めそれらの課題について分野別実務修習や同期間中の自学自修でどのように取り組んだかを振り返り、課題を解消できた程度や残された課題等についても記載してください。

# 家庭裁判所の修習

## 1 家事事件

配 属 部	
指 導 官	
検 印	

修習期間	欠席日数
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	日
配 属 部	
指 導 官	
氏 名	

項目	問題となった事項

項目	問題となった事項

(注) 項目欄には、審判傍聴、訴訟傍聴、調停傍聴、起案、調査立会い、講義、研究会、見学等を記入し、問題となった事項欄には、事件や講義等の概要及び問題となった事項に関する検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を具体的に記入する。

## 2 少年事件

配 属 部	
指 導 官	
検 印	

修習期間			欠席日数
令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	まで
配 属 部			
指 導 官			
氏 名			

項目	問題となった事項

(注) 項目欄には、審判傍聴、起案、調査立会い、講義、研究会、見学等を記入し、問題となった事項欄には、事件や講義等の概要及び問題となった事項に関する検討結果や指導担当裁判官から指導された内容等を具体的に記入する。

# 弁護修習

指導担当	
弁護士検印	

令和3年度（第75期）	
修習地	組番
	氏名

修習期間		欠席日数
令和 年 月 日 から		日
令和 年 月 日 まで		
指導担当 弁護士 氏名		

## I 民事弁護

### 1 法律相談（弁護士会、自治体及び事務所等におけるもの）、交渉、受任等の立会傍聴

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

番号	相談内容等の概要	問題点とその検討結果

- (注) 1 番号欄には番号を付し、事案の内容により適宜各欄の大きさを定め、1件ごとに横線により区切りを設ける。
- 2 1件ごとに、予想される問題点及び聴取技術・弁護士倫理上考慮した点等について留意し、それらについて事前・事後に検討した結果を記入する。
- 3 争訟事案（裁判所又は裁判外紛争解決制度により解決される法律上の紛争事案）以外の依頼者・顧問先等との打合せも記入する。
- 4 争訟事案の当事者等との打合せは、2(3)又は2(5)に記入する。

## 2 争訟事案（裁判所又は裁判外紛争解決制度により解決される法律上の紛争事案）

### (1) 起案（訴訟・調停[民事・家事]・ADR等の訴状・申立書・準備書面、内容証明等）

1	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点
2	事件名	実体法上・手続法上の問題点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	問題点についての検討結果、起案上留意した点

3	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
4	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
5	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	
6	事件名	実体法上・手続法上の問題点 問題点についての検討結果、起案上留意した点
	手続・審級	
	起案の種類	
	事案の概要	

- (注) 1. 裁判所提出書面だけでなく、依頼者への期日報告書、法的問題点に関する検討メモ、リサーチ  
レポート等も含む  
 2. 6件以上起案した場合には、別紙に記入する  
 3. 尋問事項書等立証に関する起案は、(4)に記入する。

(2) 弁論等傍聴（口頭弁論、弁論準備、和解、調停、審判、審尋、裁判官面接等）

番号	事件名	手 続	問題点	検討結果等

- (注) 1 傍聴の前後に担当弁護士から指導を受け、あるいは事件の記録を十分検討するなど手続進行について修習生が学修を行った場合に記入し、単に法廷傍聴をしただけの場合は、この表に記入する必要はない。  
 2 尋問を傍聴した場合には(4)に記入する。  
 3 1件ごとに、横線により区切りを設ける。

(3) 当事者との打合せなど

番号	打ち合わせた内容等	問題点とその検討結果

- (注) 1 期日間の打合せのみならず、申立前の打合せ、事件終了後の打合せも記入する。  
2 尋問等の打合せも記入する  
3 1件ごとに、横線により区切りを設ける

(4) 証人尋問等立証活動

① 尋問事項書等立証に関わる起案

事件名	起案の種類	事案の概要・起案内容	問題点とその検討結果等

- (注) 1 書証の提出の検討並びに証拠説明書及び主張と証拠の関係の整理メモの作成もここに記入する  
 2 人証に関する立証計画、陳述書の作成、尋問事項の検討（反対尋問の検討も含む）、その他人証に関する検討とこれらに関するメモの作成等もここに記入する  
 3 既済事件の記録に基づき起案を行った場合も記入する。

② 尋問の傍聴及び尋問後の検討

事件名	争 点	事前に準備した事項	傍聴結果等

- (注) 1 尋問の傍聴に際し事前に準備した事項と、それを踏まえての傍聴結果、感想、証人尋問調書の検討等を記入する  
 2 事前に準備した事項について、起案欄で記入済みの場合にはその旨記入すれば足りる。

(5) 保全・執行・倒産等

① 保全

事件名	手 続	内 容	問題点及びその検討結果等	起 案

(注) 1 保全事件（仮差押、仮処分、保全異議、保全取消し）について、相談への立会い、申立書等の起案、裁判官との面談への立会い、担保金関係業務等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する。

② 執行

事件名	手 続	内 容	問題点及びその検討結果等	起 案

(注) 1 執行事件について、相談への立会い、申立書等の起案、執行官による執行の立会い等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する

③ 倒産

事件名	手 続	内 容	問題点及びその検討結果等	起 案

(注) 1 倒産事件について、相談への立会い、申立書等の起案、管財人事務等、審尋期日、債権者集会の傍聴等を経験した場合には、ここに記入する。  
2 既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する

④ その他（証拠保全等）

事件名	手 続	内 容	問題点及びその検討結果等	起 案

（注）既済事件の記録に基づき申立書等の起案を行った場合も記入する

3 1及び2以外の弁護士業務（契約書の起案等、株主総会等の立会傍聴、他の弁護士業務）

番号	内 容	問題点及びその検討結果等

（注）内容欄には、実体法上の問題点、聴取技術・資料調査方法、弁護士倫理上考慮した点について適宜記入する

4 事務職員の業務（事件簿、ファイリング、文書管理、記録の保管、裁判所等との連絡事務、依頼者・顧問先データ管理、会計処理等について修習した場合）

内 容	問題点及びその検討結果等

## II 刑事弁護

### 1 被疑者弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	(□少年) (□同選 □私選 □当番)	□自白 □否認		
	(□少年) (□同選 □私選 □当番)	□自白 □否認		
	(□少年) (□同選 □私選 □当番)	□自白 □否認		

- (注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 2 「活動の具体的な内容」には、接見、身体拘束からの解放に向けた活動、被疑者や関係者との面接、示談交渉、検察官との面談、起案（準抗告申立書等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む）等の概要を記入する。

### 2 被告人弁護

番号	事件名	自白・否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	(□同選 □私選)	□自白 □否認		
	(□同選 □私選)	□自白 □否認		

	( <input type="checkbox"/> 同選 <input checked="" type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
--	--	--	--	--

- (注) 1 被疑者段階から関与した被告人については、被疑者弁護欄の番号を記入する。  
 2 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 3 「活動の具体的な内容」には、接見、保釈請求、公判準備（証拠検討、方針検討、現場見分、被告人等との打合せ、尋問準備等）、示談交渉、公判前整理や公判への立会い、起案（保釈請求書、弁論要旨等の裁判所提出書面だけでなく、弁護方針や問題点に関する検討メモも含む）の概要を記入する。

### 3 少年付添い

番号	事件名	自白・ 否認の別	活動の具体的な内容	問題点とその検討結果等
	( <input type="checkbox"/> 同選 <input checked="" type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 同選 <input checked="" type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		
	( <input type="checkbox"/> 同選 <input checked="" type="checkbox"/> 私選)	<input type="checkbox"/> 自白 <input type="checkbox"/> 否認		

- (注) 1 「自白・否認の別」の「否認」には、一部否認を含む。  
 2 「活動の具体的な内容」には、少年との面会、身体拘束からの解放に向けた活動、関係者との面接、示談交渉、調査官や裁判官との面会、審判準備（記録検討、方針検討、現場見分、証人や関係者等との打合せ、尋問準備等）、起案（意見書等の裁判所提出書面だけでなく、方針や問題点に関する検討メモも含む。）等の概要を記入する。

### III 民事·刑事共通

## 1 講義、講演、見学及び模擬裁判その他等

## 2 振り返り

課題を感じた事項	修習中の取組内容等

(注) 導入修習チェックシートの記載を見直し、導入修習中に感じた自己の課題について、分野別実務修習を通じて課題を感じた事項に変化があったか否か、新たに感じた課題も含めそれらの課題について分野別実務修習や同期間中の自学自修でどのように取り組んだかを振り返り、課題を解消できた程度や残された課題等についても記載してください。

×  
7 5期クラス別名簿の掲載について

担当部署\*

調査係

発出日

2021/11/15

周知対象\*



タイトル\*

7 5期クラス別名簿の掲載について

連絡事項本文

7 5期各組のクラス名簿をポータルサイトの [REDACTED] にアップロードしましたので各自ご確認ください。

〆切日・実施日

ここに値を入力

リンクの有無\*

リンクなし

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

1 組

教官	向井	宣人	(民裁)
	結城	真一郎	(刑裁)
	近嵐	晃司	(検察)
	中野	剛	(民弁)
	久保内	浩嗣	(刑弁)

番号 氏名 配属地 班 番号 氏名 配属地 班 番号 氏名 配属地 班

・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

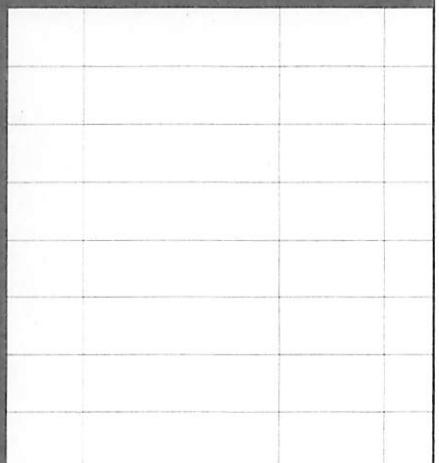
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

2組

教官	小西 慶一	(民裁)
	高森 宣裕	(刑裁)
	山下 順平	(検察)
	青戸 理成	(民弁)
	布川 佳正	(刑弁)

番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班



- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

3組

教官	安岡	美香子	(民裁)
	近藤	和久	(刑裁)
	有吉	成美	(検察)
	黒松	百亜	(民弁)
	今西	順一	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

4組

教官	樋口	真貴子	(民裁)
	林	欣寛	(刑裁)
	松尾	円	(検察)
	川畑	大輔	(民弁)
	寒野	現	(刑弁)

番号 氏名 配属地班 番号 氏名 配属地班 番号 氏名 配属地班

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

5 組

教官	申武	由紀	(民裁)
	伊藤	大介	(刑裁)
	中畑	知之	(検察)
	小林	彩子	(民弁)
	村井	宏彰	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

6組

教官	片山 博仁	(民裁)
	薄井 真由子	(刑裁)
	坪井 慶太	(検察)
	深澤 勲	(民弁)
	飯田 豊浩	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

7組

教官	世森	亮次	(民裁)
	増尾	崇	(刑裁)
	石川	雄一郎	(検察)
	原田	史緒	(民弁)
	五島	支裕	(刑弁)

番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班	番号	氏名	配属地班

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

8 組

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

9組

	加藤 聰 (民裁)
	小畠 和彦 (刑裁)
教官	川西 薫 (検察)
	阪本 智宏 (民弁)
	屋宮 昇太 (刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

10組

教官	不破 大輔	(民裁)
	細谷 泰暢	(刑裁)
	笹川 義弘	(検察)
	鈴木 成之	(民弁)
	岡田 浩志	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

11組

教官	森 健二	(民裁)
	佐藤 傑	(刑裁)
	堀越 健二	(検察)
	西畠 博仁	(民弁)
	久保 有希子	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班
----	----	-----	---	----	----	-----	---	----	----	-----	---


・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

1 2 組

教官	鈴木	謙也	(民裁)
	伊藤	大介	(刑裁)
	小野寺	明	(検察)
	佐藤	雅彦	(民弁)
	宮村	啓太	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

1 3 組

教官	安岡	美香子	(民裁)
	結城	真一郎	(刑裁)
	松尾	円	(検察)
	中野	剛	(民弁)
	今西	順一	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

1 4 組

教官	向井	宣人	(民裁)
	高森	宣裕	(刑裁)
	鈴木	香代子	(検察)
	小林	彩子	(民弁)
	高津	尚美	(刑弁)

番号 氏名 配属地 班 番号 氏名 配属地 班 番号 氏名 配属地 班

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

15組

	片山 博仁	(民裁)
	佐藤 傑	(刑裁)
教官	秋間 俊一	(検察)
	川畑 大輔	(民弁)
	布川 佳正	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班


・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

16組

教官	行廣	浩太郎	(民裁)
	薄井	真由子	(刑裁)
	浦岡	修子	(検察)
	西畑	博仁	(民弁)
	石橋	有悟	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

17組

教官	加藤	聰	(民裁)
	渡辺	美紀子	(刑裁)
	坪井	慶太	(検察)
	原田	史緒	(民弁)
	中野	大仁	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

18組

教官	樋口	真貴子	(民裁)
	近藤	和久	(刑裁)
	近嵐	晃司	(検察)
	中井	淳	(民弁)
	村井	宏彰	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

## 令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

19組

教官	中武	由紀	(民裁)
	河本	雅也	(刑裁)
	笛川	義弘	(検察)
	鈴木	成之	(民弁)
	岡田	浩志	(刑弁)

- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
  - ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
  - ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。  
なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

20組

教官	世森 亮次 (民裁)
	林 欣寛 (刑裁)
	石川 雄一郎 (検察)
	北村 聰子 (民弁)
	飯田 豊浩 (刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班

・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。

・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。

・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。

なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

21組

	不破 大輔	(民裁)
	増尾 崇	(刑裁)
	野崎 高志	(検察)
	亀井 弘泰	(民弁)
	南川 学	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班


- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

令和3年度（第75期）司法修習生クラス名簿

22組

教官	小西 慶一	(民裁)
	小畠 和彦	(刑裁)
	川西 薫	(検察)
	佐野 知子	(民弁)
	廣田 智也	(刑弁)

番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班	番号	氏名	配属地	班


- ・令和3年11月12日、氏名欄記載の各司法修習生の実務修習の場所を配属地欄記載の修習地に所在する地方裁判所、地方検察庁及び所在弁護士会と定めた。
- ・令和3年11月12日、本名簿記載のとおり組・番号及び修習班を定めた。
- ・身上報告書により、又は11月10日までに書面により旧姓又は通称使用の申出をした者に対しては、11月12日から、氏名欄記載のとおり旧姓又は通称使用を開始する。
- なお、身分・旅費法に基づく請求等については使用の対象とならない。

調査係 21/11/15 9:56

現時点では連絡先の届出が未了の修習生は、本日中に連絡先の届出をしてください。